

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち、対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

教育理念

「安心・安全な学校」を次の三点でとらえる。

- ① 学校生活に秩序・規律がある。(生徒指導)
(正しいことが正しいといえる雰囲気がある。ルールを守ることが徹底されている。)
- ② 学習規律がある。(学習指導・学級づくり) (落ち着いて考える雰囲気がある。人の話は最後まで黙って聴くことが徹底されている。学びあえる学習集団が創られている。)
- ③ 学習に見通しがもてる。(個に応じたきめ細やかな指導)
(わからないときに分からないといえる雰囲気がある。困った時にどのようにすればよいかが知らされている。ユニバーサルデザインがとりいれられている。)

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るためにスクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。

子どもが安心できる環境づくりの推進

- ① 学校の秩序・規律の徹底
(正しいことが正しいといえる。ルールを守ることが当たり前という雰囲気)
- ② 学校生活に見通しが持てるきめ細やかな指導の推進 (ユニバーサル化)
- ③ 聴き合い学び合える学習指導の推進
(わからないといえる。居場所と出番のある教育活動)

- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。けんかやふざけ合いも見過ごさない。(いじめ対応チェックリスト等の活用)
- (2) 平素から子どもの言葉に真摯に耳を傾ける。(子ども理解)
(アンケート調査, 生活ノート, 個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト, ネットいじめ防止プログラム等)

学級指導

- ① 児童の観察(特に強い立場, 弱い立場になりがちな児童)に留意する。
 - ② 日頃から, どの児童も大切な存在であることを教師自らの行動で示す。
 - ③ 叱るときは簡潔・明瞭に(どの行為をどのように正したらよいか)伝える。
 - ④ 望ましい行動は日頃から積極的に取り上げて価値づけ意識づける。
 - ⑤ 学級の雰囲気等を常に敏感にとらえる。(明るい⇔騒がしい, 落ち着き⇔無気力)
 - ⑥ 欠席が3日以上続く事例は, 生徒指導主任に報告し, 要注意して観察する。
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート, 電話・家庭訪問, P T Aの会議等)
 - (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加, 関係機関との情報共有等)

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
 - ・「いじめられる側にも責任がある」などという間違った認識は捨て、被害を受けている子どもや保護者の立場に立って、真摯に対応する。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 いじめアンケート調査の実施

6月末日、11月末日、2月末日の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ不登校対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校内いじめ不登校対策委員会のメンバー（校長・教頭・主幹・生指主任・いじめ不登校担・原担・養教・その他関係職員）で構成し、「校内いじめ不登校対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

「不登校」については、それがいじめを受けている子どもからのサインである可能性もあるので、不登校児童の情報交換を行い、対応についても検討する。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ不登校対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 関係児童を指導し、いじめを解消する。その際、謝罪をもって安易に解消したとするのではなく、いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月継続していること、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを被害児童とその保護者に対し、面談等により確認する。
- (4) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (5) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

また、いじめ問題への対応として、人権をテーマにした研修に参加する。

※重大事態への対処について

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

【重大事態】

○児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

(その時点では事案が軽微と感じられても、聞き取り・事実確認等の調査にあたり、必要に応じて報告する)

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

また

○いじめにより相当の期間（年間30日）登校できなくなった場合

- (1) 事態の認知後、教育委員会に報告を行う。
- (2) 本委員会（SCやSSWなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加）が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努める。
- (3) いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を、教育委員会に迅速に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、SNS等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校4・5・6年生を対象にネットいじめ防止教室を開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに中堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童生徒に対しても、いじめは犯罪であること、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。

(傍観者への対応)

- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する、さらにいじめを助長する行為であることを理解させること。また、平素から、いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しなければならないという態度を育成する教育活動を実施すること。

(観衆への対応)

- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。
- (8) 学校として以下のように特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性別不合や性的指向・性自認に係る児童